

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2944号から第2947号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第2944号から第2946号まででは、横浜市長が行った一部開示決定又は非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2947号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきであると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「平成18年から令和元年7月1日までの栄区民生委員・児童委員名簿（別紙のとおり）のうち、栄区特定住所地の部分」及び「栄区民生委員・児童委員名簿（令和元年12月1日）のうち、栄区特定住所地の部分」の一部開示決定並びに「横浜市栄区特定住所を担当する民生委員・児童委員の委嘱状」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2944号】
- (2) 「(1) 特定地域ケアプラザという公共の施設が、管理組合が部屋の使用ができないとする規定を証する文書すべて。（特定マンション管理組合）」及び「(2) 上記の管理組合が登録された団体であるか否かを証することができる文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2945号】
- (3) 「平成13年から平成30年までの戸塚区民生委員・児童委員名簿（別紙のとおり）のうち、特定地区民生委員児童委員協議会のページ」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2946号】
- (4) 「地区推薦準備会推薦人選出報告書（特定集合住宅）（特定年月日A付）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2947号】

2 諮問までの経過等

| 答申番号 | 開示請求日 | 決定通知日 | 審査請求日 | 諮問日 | 請求者 | 実施機関 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|------|
| 2944 | 令和2年3月23日 | 令和2年4月8日 | 令和2年4月20日 | 令和2年6月2日 | 個人 | 市長 |
| 2945 | 令和2年3月30日 | 令和2年4月13日 | 令和2年4月30日 | 令和2年6月15日 | 個人 | 市長 |

| | | | | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|----|
| 2946 | 令和2年2月21日 | 令和2年3月19日 | 令和2年4月17日 | 令和2年6月29日 | 個人 | 市長 |
| 2947 | 令和2年4月21日 | 令和2年5月8日 | 令和2年5月15日 | 令和2年6月29日 | 個人 | 市長 |

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

| 答申番号 | 対象行政文書 | 原処分の決定内容・主な理由（概要） | 審査会の結論 |
|------|--|--|--------|
| 2944 | 「平成18年から令和元年7月1日までの栄区民生委員・児童委員名簿（別紙のとおり）のうち、栄区特定住所地の部分」（以下「文書1」という。）の一部開示決定、「栄区民生委員・児童委員名簿（令和元年12月1日）のうち、栄区特定住所地の部分」（以下「文書2」という。）の一部開示決定及び「横浜市栄区特定住所地を担当する民生委員・児童委員の委嘱状」（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して「本件審査請求文書」という。） | 一部開示、非開示 | 原処分妥当 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書1及び文書2 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。） ・ 文書3 条例第10条第2項に該当 （民生委員・児童委員に授与しており、また、本市では委嘱状の写しを保有していないことから、当該開示請求に係る行政文書は、保有していないため。） | |
| 2945 | 「(1) 特定地域ケアプラザという公共の施設が、管理組合が部屋の使用ができないとする規定を証する文書すべて。（特定マンション管理組合）」及び「(2) 上記の管理組合が登録された団体であるか否かを証することができる文書」（これらを総称して、以下「本件審査請求文書」という。） | 非開示 | 原処分妥当 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 条例第10条第2項に該当 ・ (1) 特定地域ケアプラザという公共の施設が、管理組合が部屋の使用ができないとする規定を証する文書すべて。（特定マンション管理組合） （マンションなどの管理組合という団体の性質をもって施設の利用を制限する根拠はないことから、当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため。） ・ (2) 上記の管理組合が登録された団体であるか否かを証することができる文書 （利用団体の登録及び抹消に必要な申込書の提出先は地域ケアプラザであり、利用書類の保管・管理は当該地域ケアプラザで行うこととしていることから、当該開示請求に係る行政文書は取得、作成しておらず、保有していないため。） | |
| 2946 | 「平成13年から平成30年までの戸塚区民生委員・児童委員名簿（別紙のとおり）のうち、特定地区民生委員児童委員協議会のページ」（以下「本件審査請求文書」という。） | 一部開示 | 原処分妥当 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 条例第7条第2項第2号に該当 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため。） | |

| 答申番号 | 対象行政文書 | 原処分の決定内容・主な理由（概要） | 審査会の結論 |
|------|--|---|------------|
| | | るため。) | |
| 2947 | 「地区推薦準備会推薦人選出報告書（特定集合住宅）（特定年月日A付）」（以下「本件審査請求文書」という。） | 一部開示 条例第7条第2項第2号に該当 （個人に関する情報であつて、開示することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため。） | 開示範囲を拡大すべき |

4 審査会の判断の要旨

| 答申番号 | 判断の要旨 |
|------|--|
| 2944 | <p>《民生委員に係る事務について》</p> <p>ア 民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から、生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動を行う非常勤特別職の公務員で、その任期は3年である。</p> <p>また、民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により、児童委員に充てられたものとされるため、児童委員を兼ねている。</p> <p>イ 横浜市に置かれる民生委員は、それぞれが割り当てられた担当区域で活動する。また、民生委員法第20条第1項では、民生委員は民生委員協議会を組織しなければならないことが規定されており、全ての民生委員は、自らの担当区域が属する地区の地区民生委員児童委員協議会に所属している。</p> <p>ウ 民生委員に係る地域住民からの問い合わせへの対応等の民生委員の活動に係る事務は、各区の福祉保健センター福祉保健課で行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書1及び文書2は、栄区福祉保健センター福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）が作成した民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の平成18年から令和元年までの名簿のうち、特定住所地が属する地区の部分である。</p> <p>当該部分には、特定住所地が属する地区名、担当区域並びに民生委員の氏名、住所及び電話番号が記載されている。</p> <p>実施機関は、文書1のうちの民生委員の氏名、住所及び電話番号並びに文書2のうちの民生委員の住所及び電話番号を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>イ 文書3については、実施機関では保有していないことから、非開示としている。</p> <p>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、文書1及び文書2の非開示部分は本号に該当すると主張しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 民生委員の任期は3年であり、3年ごとに一斉改選が行われ、全ての民生委員について、任期満了に伴う新たな委嘱が行われる。なお、本件請求があった令和2年3月23日に現職にあった民生委員の任期は、令和元年12月1日から令和4年11月30日までである。</p> <p>また、任期満了に伴う委嘱のほかに、欠員が生じた場合及び増員が必要な場合には、欠員の補充及び増員に係る委嘱が行われる。この委嘱は7月1日と12月1日に行われ、その任期は、次の一斉改選の日の前日までである。このため、民生委員によって任期の末日が異なるということはない。</p> |

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|--|
| 2944 | <p>(イ) 民生委員の名簿は、一斉改選による新たな委嘱や欠員の補充及び増員に係る委嘱の時期に作成されるが、欠員が生じていない等の理由により名簿の内容に変更がない場合には、作成されない。</p> <p>(ウ) 民生委員は、地域住民の立場から、担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員であるから、地域住民に民生委員の氏名が公表されている。また、民生委員への相談を希望する地域住民に対しては、福祉保健課から電話番号についても伝えているが、住所は伝えていない。したがって、現職の民生委員の氏名は、公表されていることから、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」に当たるが、その住所及び電話番号は、何人にも公にされているわけではないことから、これに当たらないものと考えている。</p> <p>(エ) 過去に民生委員であった者（以下「元民生委員」という。）については、民生委員ではなく私人であるから、地域住民に氏名を公表していないし、住所及び電話番号も伝えていない。</p> <p>したがって、元民生委員の氏名、住所及び電話番号は地域住民に周知されているものではなく、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」には当たらないものと考えている。</p> <p>(オ) 本件請求があった令和2年3月23日に現職にあった民生委員の任期の始期は、令和元年12月1日からであるから、平成18年1月1日から令和元年11月30日までの民生委員の名簿の一部である文書1に記載されているのは、元民生委員の個人に関する情報であり、令和元年12月1日の民生委員の名簿の一部である文書2に記載されているのは、現職の民生委員の個人に関する情報である。</p> <p>(カ) なお、民生委員は再任されることがあるが、任期ごとに新たな委嘱を受けるので、再任されて現職の民生委員であったとしても、過去の任期に係る情報は、元民生委員の情報として扱っている。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 文書1の非開示部分は、元民生委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、元民生委員は私人であるから、その氏名、住所及び電話番号について地域住民に周知されていないとの実施機関の説明は首肯できるものである。</p> <p>したがって、文書1の非開示部分は、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」に該当しない。また、文書1の非開示部分は、本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、本号ただし書ウの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」ともいえないことから、これらにも該当しない。</p> <p>(イ) 文書2の非開示部分は、現職の民生委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>文書2の非開示部分は、上記ア(ウ)の実施機関の対応を踏まえれば、何人も知りうる状態におかれている情報であるとはいえない。</p> <p>したがって、文書2の非開示部分は、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」とはいえないことから、これに該当しない。また、文書2の非開示部分は、本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、本号ただし書ウの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」ともいえないことから、これらにも該当しない。</p> <p>《文書3の不存在について》</p> <p>ア 実施機関によれば、文書3の原本は、民生委員の一斉改選の際に栄区長から横浜市栄区</p> |

| <p>答申 番号</p> | <p>判断の要旨</p> |
|------------------|---|
| <p>2944</p> | <p>特定住所地を担当する民生委員に交付しており、また、原本の写しを作成し、実施機関において保有することはしていないとのことであった。</p> <p>イ この実施機関の説明に不自然な点はなく、そのほかに、文書3の存在を推認させる事情は認められない。したがって、文書3を保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |
| <p>2945</p> | <p>《地域ケアプラザの管理運営に係る業務について》</p> <p>横浜市では、福祉サービス・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として市民の利用に供するため、横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）に基づいて地域ケアプラザを設置している。また、地域ケアプラザの管理運営に係る業務は、同条例第4条第1項に基づき、同法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができ、特定地域ケアプラザについても、特定社会福祉法人が指定管理者として管理運営に係る業務を行っている。</p> <p>《地域ケアプラザの利用について》</p> <p>地域ケアプラザの事業は、横浜市地域ケアプラザ条例第2条第1項に規定されている。そして、同項第1号では、地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流（以下「福祉保健活動等」という。）のために地域ケアプラザの施設を提供できることを規定しており、地域住民等は、地域ケアプラザの施設を福祉保健活動等のために利用することができる。</p> <p>この点、福祉保健活動等のために地域ケアプラザの施設を利用しようとする団体は、横浜市地域ケアプラザ施設使用及び目的外使用に関する要綱（平成17年5月31日福福第115号。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、当該地域ケアプラザの指定管理者に対して横浜市地域ケアプラザ施設利用申込書（以下「利用申込書」という。）を提出し、利用許可を受ける必要がある。また、福祉保健活動等のための利用以外に、地域ケアプラザの施設は、地方自治法第238条の4第7項の規定による許可（以下「目的外使用許可」という。）を受けて利用することもできる。この場合は、要綱第12条の規定に基づき、横浜市長に対して目的外使用許可申請書を提出し、目的外使用許可を受ける必要がある。</p> <p>また、地域ケアプラザの施設を利用しようとする団体の名称、利用目的等を指定管理者が把握して利用許可の手続を速やかに行うため、要綱第6条第1項本文では、地域ケアプラザの施設を利用しようとする団体は、あらかじめ利用団体登録を行うことを規定している。利用団体登録を行う団体は、同条第2項に基づき、横浜市地域ケアプラザ利用団体登録申込書（以下「登録申込書」という。）を当該地域ケアプラザの指定管理者に提出する。登録申込書の提出を受けた地域ケアプラザの所長は、登録が適当と認められる場合には、当該団体を利用登録団体一覧に記載することで利用団体として登録する。また、同条第3項では、当該所長は、登録した団体に横浜市地域ケアプラザ利用団体登録書（以下「登録書」という。）を交付しなければならないことを規定している。</p> <p>なお、利用団体登録を行っていない団体であっても、地域ケアプラザの施設を利用することが可能である（要綱第6条第1項ただし書）。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、①特定マンション管理組合を含むマンションの管理組合等の団体が、特定地域ケアプラザの施設を利用できないことを定めた規定があることが分かる文書（以下「利用禁止規定記載文書」という。）及び②特定マンション管理組合が特定地域ケアプラザに利用団体として登録されているか否かが分かる文書（以下「利用団体登録確認文書」という。）と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> |

| <p>答申 番号</p> | <p>判断の要旨</p> |
|------------------|--|
| <p>2945</p> | <p>(ア) 利用禁止規定記載文書の不存在について</p> <p>a 地域ケアプラザは、横浜市が横浜市地域ケアプラザ条例に基づいて設置した施設であるから、地域ケアプラザの施設の利用は同条例に基づいて行われるところ、同条例には、マンションの管理組合等の団体の性質によって地域ケアプラザの施設の利用ができないことを定めた規定がない。このため、要綱等でも、そのような規定は定めていない。</p> <p>b 実施機関では、地域ケアプラザの指定管理者向けに横浜市地域ケアプラザ利用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成しており、マニュアルには、地域ケアプラザの施設の貸出に係る留意点、利用団体登録が行われた場合の登録の方法、利用許可に係る手続等が記載されている。このうち、登録の方法については、利用団体登録を行う団体を活動目的によって「福祉保健活動団体【団体Ⅰ】」等の五つの区分に分けて扱うことが示されており、「目的外使用団体【団体Ⅲ】」という区分の団体の例示として「マンションの管理組合等の地域団体」が挙げられている。このことから、実施機関は、マンションの管理組合等の団体の性質によって地域ケアプラザの施設の利用ができないことを定めていないことは明らかである。</p> <p>なお、目的外使用団体とは、福祉保健活動等を行う団体ではないが、主に目的外使用許可を受けることで地域ケアプラザの施設を利用することが想定されている団体である。</p> <p>c したがって、マンションの管理組合等の団体の性質によって、地域ケアプラザの施設の利用ができないといった規定はないのであるから、利用禁止規定記載文書は存在しない。</p> <p>(イ) 利用団体登録確認文書の不存在について</p> <p>a 登録申込書の提出を受け、利用団体としての登録の適否を判断し、利用登録団体一覧の管理を行うのは指定管理者である。</p> <p>b 指定管理者からは、実施機関と指定管理者との間で締結する基本協定に基づいて、地域ケアプラザの管理運営状況について報告を受けている。しかし、当該報告においては、登録を受けている利用団体数の報告を求めているが、実際に登録をしている利用団体の名称については報告を求めている。</p> <p>c また、要綱第6条第1項に規定する利用団体登録は、利用申込書に記載された活動内容が登録書に記載された団体区分に係る活動内容の範囲内のものであれば福祉保健活動等のための利用であるとして、指定管理者における利用許可に係る活動目的の確認の手続を速やかに進めるためのものである。</p> <p>このため、実施機関は、地域ケアプラザを利用する団体が利用団体として登録されているかを知る必要がないから、指定管理者や利用団体として登録された団体に対して、利用団体登録に係る情報を求めることはない。</p> <p>d したがって、地域ケアプラザにおいて利用団体として登録されている団体の名称が分かる文書を作成し、又は取得していないから、実施機関には、利用団体登録確認文書は存在しない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 利用禁止規定記載文書の不存在について</p> <p>a 当審査会が横浜市地域ケアプラザ条例を確認したところ、マンションの管理組合等の団体が、特定地域ケアプラザの施設を利用できないことを定めた規定はなかった。</p> <p>b また、当審査会がマニュアルを見分したところ、利用団体登録を行う団体の区分が【団体Ⅰ】から【団体Ⅴ】までの五つであること、そのうち「目的外使用団体【団体Ⅲ】」の例示として「マンションの管理組合等の地域団体」が挙げられていること、当該区分ごとに施設の利用手続の流れが表形式でまとめられており、その中に「目的外使用団体【団体Ⅲ】」に係る施設の利用手続の流れも記載されていることが認められた。</p> |

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|---|
| 2945 | <p>c これらの条例の規定やマニュアルの記載内容からすると、実施機関の説明は、不自然、不合理なものではない。また、利用禁止規定記載文書の存在を推認させる事情は認められない。</p> <p>(イ) 利用団体登録確認文書の不存在について</p> <p>a 当審査会で要綱を見分したところ、要綱第6条では、登録申込書は地域ケアプラザに提出するものとされていること（同条第2項）、地域ケアプラザ所長は登録が適当と認める場合に登録書を交付すること（同条第3項）、地域ケアプラザ所長は団体登録の抹消手続があった場合等に登録を抹消すること（同条第6項）を規定していることが認められた。</p> <p>b 当審査会でマニュアルを見分したところ、団体の新規登録に係る決裁区分は、指定管理者の地域ケアプラザ所長となっており、団体登録の判断フロー図では、実施機関の判断を求めたり、実施機関に書類を提出したりする項目はないことが認められた。</p> <p>c また、地域ケアプラザの管理運営状況について、具体的な報告事項を実施機関に確認したところ、利用団体登録を受けた団体については、地域活動交流事業等報告という様式で報告を受けているとのことであった。</p> <p>当審査会で同様式を見分したところ、利用団体登録を受けた団体について、【団体Ⅰ】から【団体Ⅴ】までのそれぞれの区分に係る団体数及びそれらの総合計数を四半期ごとに記載する欄が設けられているが、登録を受けた団体の名称を記載する欄は設けられていないことが認められた。</p> <p>d これらの要綱等の記載からすると、実施機関の説明は、不自然、不合理なものではない。また、利用団体登録確認文書の存在を推認させる事情は認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |
| 2946 | <p>《民生委員に係る事務について》</p> <p>ア 民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から、生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動を行う非常勤特別職の公務員で、その任期は3年である。</p> <p>また、民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により、児童委員に充てられたものとされるため、児童委員を兼ねている。</p> <p>イ 横浜市に置かれる民生委員は、それぞれが割り当てられた担当区域で活動する。また、民生委員法第20条第1項では、民生委員は民生委員協議会を組織しなければならないことが規定されており、全ての民生委員は、自らの担当区域が属する地区の地区民生委員児童委員協議会に所属している。</p> <p>ウ 民生委員に係る地域住民からの問い合わせへの対応等の民生委員の活動に係る事務は、各区の福祉保健センター福祉保健課で行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、戸塚区福祉保健センター福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）が作成した民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の平成13年から平成30年までの名簿のうち、特定地区民生委員児童委員協議会に属する民生委員のページである。</p> <p>これらのページには、特定地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員について、担当区域の町名等、当該担当区域で活動する民生委員の氏名、自宅等の連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所等が表形式で記載されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、民生委員の氏名、連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所（これらを総称して、以下「本件非開示部分」という。）を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件非開示部分は本号に該当すると主張しているため、不明な点について</p> |

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|---|
| 2946 | <p>実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 民生委員の任期は3年であり、3年ごとに一斉改選が行われ、全ての民生委員について、任期満了に伴う新たな委嘱が行われる。なお、本件請求があった令和2年2月21日に現職にあった民生委員の任期は、令和元年12月1日から令和4年11月30日までである。</p> <p>また、任期満了に伴う委嘱のほかに、欠員が生じた場合及び増員が必要な場合には、欠員の補充及び増員に係る委嘱が行われる。この委嘱は7月1日と12月1日に行われ、その任期は、次の一斉改選の日の前日までである。このため、民生委員によって任期の末日が異なるということはない。</p> <p>(イ) 民生委員の名簿は、一斉改選による新たな委嘱及び欠員の補充及び増員に係る委嘱の時期に作成されるが、欠員が生じていない等の理由により名簿の内容に変更がない場合には、作成されない。</p> <p>(ウ) 民生委員は、地域住民の立場から、担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員であるから、地域住民に民生委員の氏名が公表されている。また、民生委員への相談を希望する地域住民に対しては、福祉保健課から連絡先電話番号についても伝えているが、FAX番号、Eメールアドレス及び住所は伝えていない。</p> <p>しかし、過去に民生委員であった者（以下「元民生委員」という。）については、民生委員ではなく私人であるから、地域住民に氏名を公表していないし、氏名、連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所も伝えていない。</p> <p>したがって、元民生委員の氏名、連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所は、地域住民に周知されているものではなく、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」には当たらないものと考えている。</p> <p>(エ) そして、本件請求があった令和2年2月21日に現職にあった民生委員の任期の始期は、令和元年12月1日であるから、平成13年から平成30年までの民生委員の名簿の一部である本件審査請求文書に記載されているのは、元民生委員の個人に関する情報である。</p> <p>(オ) なお、民生委員は再任されることがあるが、任期ごとに新たな委嘱を受けるので、再任されて現職の民生委員であったとしても、過去の任期に係る情報は、元民生委員の情報として扱っている。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>本件非開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、元民生委員は私人であるから、その氏名、連絡先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス及び住所について地域住民に周知されていないとの実施機関の説明は首肯できるものである。したがって、本件非開示部分は、本号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ・・・ている情報」に該当しない。また、本件非開示部分は、本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、本号ただし書ウの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」ともいえないことから、これらにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> |
| 2947 | <p>《民生委員・児童委員の選出に係る事務について》</p> <p>ア 民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談や援助等の活動を行う非常勤特別職の公務員である。民生委員の任期は3年であり、横浜市の区域に置かれる民生委員は、民生委員法第5条第1項及び第29条の規定に基づき、実施機関の推薦を受けて厚生労働大臣に</p> |

| 答申 番号 | 判断の要旨 |
|----------|---|
| 2947 | <p>よって委嘱される。</p> <p>また、民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により、児童委員に充てられたものとされるため、児童委員を兼ねている。</p> <p>イ 民生委員・児童委員の選出に当たっては、まず、各区の地区推薦準備会が民生委員・児童委員としてふさわしい候補者を選出し、区長を通じ横浜市民生委員推薦会に推薦する。</p> <p>地区推薦準備会は、推薦人5人以上10人以内をもって組織され、推薦人はその地区の自治会町内会長が地域の実情に通じ、地域住民の福祉等に関係のある者から選出する。なお、自治会町内会及び地区民生委員児童委員協議会からは、その組織の代表をそれぞれ一人は選出しなければならないが、その選出に当たっては、その地区の自治会町内会長がそれぞれの組織と協議することとされている。</p> <p>ウ 次に、横浜市民生委員推薦会は、地区推薦準備会から推薦された候補者について審議し、適任と認められる候補者を実施機関に推薦する。そして、実施機関は、横浜市民生委員推薦会から推薦された候補者の適否について、横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に諮問し、答申を受け、その意見を踏まえ、候補者を厚生労働大臣に推薦する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 地区推薦準備会推薦人選出報告書は、各区の区長から地区推薦準備会の結成を依頼された自治会町内会長が、選出した推薦人を区長に報告するため、各区福祉保健センターに提出する文書である。</p> <p>イ 本件審査請求文書は、戸塚区福祉保健センター福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）に特定年月日Aに提出された特定集合住宅に係る地区推薦準備会推薦人選出報告書であり、民生委員担当地区名、本件自治会長の氏名並びに選出された7名の推薦人の選出区分（所属団体等）、氏名及び住所が記載されている。なお、平成28年度及び平成29年度には、特定年月日A以外に特定集合住宅に係る地区推薦準備会推薦人選出報告書は提出されていない。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件自治会長の氏名並びに推薦人の氏名及び住所を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件審査請求において、本件自治会長の氏名（以下「非開示部分1」という。）及び推薦人の一人である特定集合住宅が属する地区（以下「本件担当地区」という。）の民生委員児童委員協議会会長の氏名（以下「非開示部分2」という。非開示部分1及び非開示部分2を総称して「本件非開示部分」という。）の開示を求めていると解されるため、当審査会では、本件非開示部分について判断することとする。</p> <p>《条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>実施機関は、本件非開示部分について、本号に該当すると主張している。しかしながら、特定集合住宅の自治会及び本件担当地区の民生委員児童委員協議会は、いわゆる権利能力なき社団であり、その代表者である本件自治会長又は本件担当地区の民生委員児童委員協議会会長が当該社団の職務として行う行為に関する情報は、本号により開示しないことができる個人に関する情報には該当せず（最高裁第三小法廷判決平成15年11月11日（平成10年（行ヒ）第54号）参照）、条例第7条第2項第3号で開示、非開示の判断をすべきである。</p> <p>《条例第7条第2項第3号の該当性について》</p> <p>非開示部分1は、自治会の代表者である自治会長がその職務として行う行為である地区推薦準備会推薦人の選出に関する情報であり、非開示部分2は、民生委員児童委員協議会の代表者である民生委員児童委員協議会会長がその職務として行う行為である民生委員・児童委員の選出に関する情報であるが、これらを公にすることにより、自治会又は民生委員児童委員協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、また、実施機関の要請を受けて公にしないと条件で任意に提供されたものとも認められないことから、本件非開示部分は、本号に該当しない。</p> |

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（第4号から第6号まで省略）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先

市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881